中国の酒類の輸入等に係る規制等の情報

平成 29 年 3 月 国税庁

目 次

| 第 1 | 輸入申請手続 · · · · · · · · · · · · · · · · · · · |
|-----|--|
| 1 | 輸入申請に必要な書類 |
| 2 | 酒類の成分等の分析事項 |
| 3 | 申請手続を通じて要する経費・時間 |
| 4 | その他の特記事項 |
| 第2 | 販売に関する規制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| 1 | 免許の種類及び取得方法 |
| 2 | 酒類の販売に必要な規制機関への登録 |
| 3 | その国における業務形態、用語の定義 |
| 4 | 免許取得のための基本要件/前提条件 |
| 5 | 申請から免許取得までの経費・時間、申請先機関・申請書の条件 |
| 第3 | 商品に関する規制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 |
| 1 | ラベル記載項目 |
| 2 | 表示規制 |
| 3 | ボトル・キャップ等 |
| 4 | ラベル認証申請について |
| 第 4 | 食品衛生に関する規制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| 1 | 汚染物質 |
| 2 | 微生物及び添加物 |
| 3 | 製造者登録又は製造施設の認証制度 |
| 4 | 賞味期限 |
| 5 | 食品衛生関係表示 |
| 第5 | 酒類に課せられる税······11 |
| 1 | 輸入関税 |
| 2 | 消費税 |
| 3 | 增值税 |
| 第6 | 小口輸送に関する規制・・・・・・・・・・・・・・・・・・12 |
| 第7 | インターネット販売・・・・・・・・・・・・・・・・・・13 |
| 第8 | 規制等による実務的な課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・14 |
| 第 9 | その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15 |

第1 輸入申請手続

1 輸入申請に必要な書類

(1) 輸入申請制度

酒類を中国に輸出する場合、輸出側の輸出業者又は代理業者は、国家質量監督検験検疫総局 (以下、「国家質検総局」という。)に届け出る必要がある。すなわち、中国に食品を輸出する 国外食品生産企業は、国家出入国検査検疫部門において登録を行うことが必要となる。

また、中国国内の輸入業者又は荷受人は、貿易取引相手である輸出業者又は代理業者の関連情報を記載した「輸入食品の国外輸出業者又は代理業者届出申請表」を国家質検総局に提出する。

(注意点:関係法規について)

- ・ 中国での酒類の輸入及び販売は、主に「食品安全法」、「中華人民共和国貨物輸出入管理 条例」、「輸入酒類国内市場管理弁法」、「輸出入食品安全管理弁法」などで規制される。
- ・ 食品安全法の新法は 2015 年 4 月 24 日に公布、同年 10 月 1 日施行(旧法は 2009 年に公布)となったもの。同法は食品安全管理体系における基本法としての位置付けとなっている。
- ・ 旧法では食品生産、食品流通、飲食サービスについて国務院品質監督部門、商行政管理 部門、国家食品薬品監督管理部門が管理していたものを、国務院食品薬品監督管理部門に 統一することが大きな変更点である。
- ・ 主に中国に酒類の輸入を行う際に注意を払うべき章は、同法の3章食品安全基準、4章 食品の生産・取扱、5章食品検査、6章食品の輸出入の項である。
- ・ 本項では6章の輸出入に関する内容を示す。

(注意点:輸入について)

- ・ 食品安全法の新法で輸入について、以下の点が規定されている。
- ・ 国外の輸出業者、生産業者が中国に向けて食品、食品添加物、食品関連製品を輸出する 場合、食品安全法やその他の関連法規、食品安全国家基準の要求に合致することを保証し なければならず、ラベル、説明書の内容に責任を負わなければならない。
- ・ 輸入業者は国外の輸出業者、生産業者の審査制度を確立しなければならず、審査に不合 格の場合には輸入をしてはならない。
- ・ 輸入業者は、輸入食品が中国の食品安全国家基準に合致しない又は人体の健康に害を及 ぼす可能性があることを証明する証拠があることを発見した場合、即時に輸入を停止し、 第33条の規定に基づくリコールを行わなければならない。
- ・ 登録済みの国外食品生産企業が虚偽の資料を提供し又は自らの原因で輸入食品に重大な 食品安全事故をもたらした場合、国家質検総局は登録を取り消し、かつ公告をしなければ ならないとの規定がある。

<食品安全法第96条>

貨物輸出入管理条例(2005年9月29日公布)では、第2条に財の輸入は中国の関税地域に係る規制を遵守しなくてはならない。第3条は輸入及び輸出のための国家統合管理システムに関

して、商品の自由な輸入と輸出を行うために、貨物を輸入し、輸出するにあたって制限措置を 維持してはならないとしている。

国務院の対外貿易部門によって輸入が禁止されている商品がリストとして公布される、詐欺 やその他違法な手段に対しては、その貨物の輸入と輸入割当量を没収することなどを規定して おり、不正を抑止する内容である。

食品等製品安全監督管理強化に関する国務院の特別規定(2007年7月26日公布)についても 違法な事業運営や生産に係る犯罪を抑止する目的での条文が記載されている。酒類に特定した 記述はない。

輸入食品輸出入者届出管理規定、食品輸入記録と販売記録管理規定(2012年10月1日施行)によると、中国向けに食品を輸出する輸出業者又は代理業者は国家質検総局に対し、届出を申請し、その提出する届出情報の真実性について責任を負わなければならない規定となっている。 <輸入食品輸出入者届出管理規定、第4条>

輸入食品の貨物受取人は、その工商登録登記地の検査検疫機構に対して届出を申請し、提出 する届出情報の真実性について責任を負わなければならない。

<輸入食品輸出入者届出管理規定、第8条>

以下に届出申請書に記載する内容を記す。

○ 輸出業者又は代理業者の届出申請書の内容

<初回届出申請>

第1項:企業資料(企業名称、企業住所、企業タイプ、国家(地区)郵便番号、連絡担当者 の氏名、電話、FAX 又は携帯電話、メールアドレス)

第2項:取扱食品の種類(複数選択可)※この中に酒類の項あり

第3項:中国貿易パートナー情報

第4項:保証書(記入者の氏名、電話、FAX、メールアドレス、記入日)

第5項:記入説明

貨物受取人の申請書類の内容

<初回届出内容>

第1項:届出申請項目

第2項:企業資料(企業名称、企業住所、連絡担当者の氏名、電話、FAX、携帯電話、企業 組織機構コード、企業組織機構コード証書有効期限、工商営業許可証有効期限、工 商営業許可証の範囲、企業工商登録番号、企業工商登録住所、企業法人)

第3項:取扱商品の種類(複数選択可)※この中に酒類の項あり

第4項:企業保証書(記入者の氏名、記入者の電話、FAX 又は携帯電話、メールアドレス、 記入日)

第5項:記入説明

検査検疫部門は、届出済みの輸入食品輸出入業者の届出情報について監督し、抜き取り検査

を実施する。

また、各地の検査検疫機構は、輸入食品に記載される情報を通じて輸出業者又は代理業者の 届出情報を確認し、関連証明書類を通じて又は現場で、貨物受取人の提供する届出情報を確認 する。

そして、届出情報が要求に適合しない場合、届出情報の更生及び修正を要求しなければならないとされ、要求にしたがって速やかに届出情報の更生及び修正をしない場合、関連情報を輸出入生産経営企業の不良評価記録に記載することとなっている。

<輸入食品輸出入者届出管理規定第14条>

(参考ウェブサイト)

国家家品質監督検査検疫総局(中国語) http://www.aqsiq.gov.cn/

(2) 機関、団体等

国家質量監督検験検疫総局(以下、「国家質検総局」という。) 徴税、密輸取り締まり:税関

(3) 必要な添付資料 (通関書類)

輸入食品の輸入業者又は代理人は、輸入通関の際、税関、通関地の出入国検査検疫機関に以下の書類を提出する必要がある。

- 契約書、インボイス、パッキングリスト、船荷証券などの必要書類、関連する許可書類
- ・ 法律法規、二国間の協定、議定書及びその他の規定により求められている輸出国の公的検 疫証明書
- ・ 初めて輸入する包装済食品は輸入食品ラベル見本、翻訳文
- ・ 食品安全国家基準がまだ無い食品をはじめて輸入する場合、国務院衛生行政部門が発行す る許可証明書
- ・ 輸入食品に付随するその他の証明書又は証明文書
- ・ 検査を申請する際には、輸入業者又は代理人は輸入食品のブランド、原産国(地域)、規格、数量/重量、総額、生産日、ロット番号
- ・ 国家質検総局が規定するその他の内容に従って申告

<輸入食品安全管理弁法第12条>

輸入業者は事前に所在地の検査検疫機構に以下の内容を記載した届出申請を行う必要がある。

- ・ 輸入業者届出申請書、工商営業許可証、組織機構コード証書、法定代表者の身分証明書、 対外貿易経営者の届出登記表等のコピー及び正本照合確認
- ・ 企業の品質安全管理制度、食品安全に関わる組織機構の設置、部門の職能及び職務の職責
- 取扱予定の食品の種類、保管場所
- ・ 2年以内に食品輸入、加工及び販売に従事していた者は、関連する説明(食品の種類、数量)
- ・ 自主検査を申請する場合、自主検査機関の届出登記証明書のコピー及び照合のための正本

2 酒類の成分等の分析事項

(1) 分析事項

入国検査検疫の際、出入国検査検疫機関が書類の審査を行い、必要に応じて実物検査を行う。 (注意点)

審査・検査の合格の場合、出入国検査検疫機関は検査検疫合格証明を発行し、輸入業者は当該合格証明をもって通関の手続きを行う。合格証明には、商品の品名、ブランド名、原産国(地域)、規格、数量/重量、生産日(ロット番号)を明記し、ブランド、規格のないものには「なし」を明示する規定となっている。

<輸入食品安全管理弁法第18条>

不合格の場合、出入国検査検疫機関は不合格証明を発行する。安全、健康、環境保護にかか わる項目が不合格の場合は、検査検疫機構が当事者に廃棄を命令し又は返品処理通知票を発行 して輸入業者に返送手続きをさせる。

<輸入食品安全管理弁法第18条>

(2) 機関

輸入検査:輸入港の輸出入検査検疫機関

• 関税徴収、通関許可:税関

安全性評価書類の提出:衛生行政部門

3 申請手続きを通じて要する経費・時間、提出機関

(1) 経費・時間 情報なし。

(2) 提出先機関

輸入申請に関しては「1 輸入申請に必要な書類」を参照。

(3) 代行業者を利用する場合の料金相場情報なし。

4 その他特記事項

東京電力福島第一原子力発電所事故を受け、中国へ輸出される酒類は加工地により輸入停止又は産地証明書の添付が必要である。

- ・ 宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、新潟、長野(10 都県): 酒類を含む全ての食品:輸入停止
- ・ 10 都県以外:水産物・野菜等以外のその他の食品(含む酒類): 政府作成の産地証明書を要求。酒類の産地証明は国税局で対応。

(参考)

- ・ 東京電力福島第一原子力発電所事故を受けた輸出証明書の発行について(国税庁 HP) http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/jishin/sake/#No.5
- ・ 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う各国・地域の輸入規制措置(農水省 HP) http://www.maff.go.jp/j/export/e_info/pdf/kisei_all_170106.pdf

第2 販売に関する規制

食品安全法では、食品の取扱者について、旧法で定められていた食品の安全管理制度及び従業 員の健康管理制度の確立に加え、新法ではトレーサビリティシステム及び自主検査制度の確立を 義務づけている。

<食品安全法第42条>

1 免許の種類及び取得方法

(1) 免許取得制度

輸入食品を中国で販売する企業は、食品流通許可を取得しなければならない。

輸入酒類の卸売、小売に従事する場合は衛生行政部門の審査を受けた食品衛生許可証を取得 しなくてはならない。

(2) 必要な経費・時間 情報なし。

2 酒類の販売に必要な規制機関への登録

(1) 規制機関

工商行政部門:サンプリング等を通して監督管理を行う。

- (2) 登録料、有効期間
 - ・ 登録料については情報なし
 - · 食品流通許可は3年更新

3 中国における業務形態、用語の定義

情報なし。

4 免許取得のための基本要件/前提条件

輸入業者は、食品の輸入と販売それぞれについて、名称、規格、数量、製造日、ロット番号、 業者名、納品日、販売先、クレーム等の内容を記録しなければならない。

5 申請から免許取得までの経費・時間、申請先機関・申請書の条件

情報なし。

(参考情報)

輸入業者は、食品の輸入と販売それぞれについて、名称、規格、数量、製造日、ロット番号、 業者名、納品日、販売先、クレーム等の内容を記録しなければならない(2年保存)。輸入食品 の販売記録と輸入食品販売対象の苦情及び回収記録についての書式も同規定に定められている。 なお、食品輸入及び販売記録の保存期間は2年以上と規定されている。

<食品輸入記録及び販売記録に関する管理規定第10条、第12条>

第3 商品に関する規制

1 ラベル記載項目

ラベル表示内容には以下の規定がある(根拠法:「包装済食品ラベル通則」及び「包装済飲用酒 ラベル通則」)。

(参考)

- 「包装済食品ラベル通則 (GB7718-2011)」(国家衛生・計画生育委員会)(中国語)
 http://www.moh.gov.cn/zwgkzt/psp/201106/51950.shtml
- 「包装済飲用酒のラベル通則 (GB10344-2005)」(中国語)
 http://www.aqsiq.gov.cn/xxgk_13386/ywxx/spjhzp/200703/t20070313_28557.htm

(1) 義務表示内容

商品名、原材料名、アルコール度数、麦芽等の含有量、製造業者名(原産国)及び販売業者 名、製造年月日、賞味期限、保存方法、内容量(ネット)、輸入者の企業登録番号など。

飲用酒については、食品安全国家基準「蒸留酒及びその混成酒(GB2757-2012)」の第4条及び同基準「醸造酒及びその混成酒(GB2758-2012)」の第4条により、「過度の飲酒は健康に有害」との注意等を表記する必要がある。「飲みすぎると体に悪い影響がある」など警告の言葉は必要であり、ほかの警告も書くことができる。

発酵酒及び発酵酒のラベルには、アルコール度数、麦汁の濃度の含有量、警告と消費期限以外、GB7718 規定に合うことが求められる。

ぶどう酒とほかのアルコール度数が 10%以上の発酵酒及び調合酒は賞味期限の記載は免除 されている。

<食品安全国家基準「蒸留酒及びその混成酒 (GB2757-2012)」、「醸造酒及びその混成酒 (GB2758-2012)」4. ラベル>

(参考)

食品安全国家基準「蒸留酒及びその混成酒 (GB2757-2012)」、「醸造酒及びその混成酒 (GB2758-2012)」

http://www.moh.gov.cn/sps/s7891/201209/4090a1d1c0d64671bc2fa7811808a3ee.shtml

(2) 任意表示内容

品質等級、飲用方法、糖類などの含有量、葡萄酒などのアルコール糖度(甘口、辛口)など。

2 表示規制

(1) 表示禁止事項

治療効果・保健効果等の表記を行うことはできない。

(2) 文字の大きさ色など

ラベルには、登録商標以外の外国語が中国語より大きくならないようにしなければならない。

(3) 表示言語

輸入した酒類を中国国内で販売するには、中国語のラベル貼付が義務付けられている。

3 ボトル・キャップ等

食品容器と包装材料に関する「食品容器、包装材料用添加剤使用衛生標準」(GB9685-2008)等の中国国家衛生標準に合致している必要がある。

4 ラベルの認証申請について

(1) ラベルの認証申請制度について

日本から包装済み食品を中国に初めて輸入する場合、輸入食品のラベル検査、即ちラベルの 内容が法律法規及び食品安全国家標準に合致するか否か並びに品質に関する内容の真実性、正 確性について検査される。この検査に合格した場合、ラベル届出番号が発行される。

合格したラベルには検査機関から届出番号が付与される。その後の輸入時には、検査機関の 許可を得れば、届出番号を提示することでラベルの様式検査は免除される。

(2) 承認までの手続き、必要な書類、申請先、かかる費用等

輸入者が作成して輸入港の指定倉庫で貼付する場合、輸入申告時に各商品に貼るラベルの見本を商検局に提出する。審査を通れば、輸入通関後に指定倉庫で各商品にラベルを貼る。この際、貼付の費用が発生する。

ラベル作成にあたっては、①産地証明書、②衛生証明書、③瓶詰証明書、④原料配合表(製造業者が捺印したもの)、⑤製造工程表(製造業者が捺印したもの)などが必要となる。

(注意点)

「包装済食品栄養ラベル通則」(施行日 2013 年 1 月 1 日)により、中国は全面的に食品栄養ラベル管理制度を推進することになった。同通則は、ラベル上に栄養情報の記載を行うもので、包装済み食品ラベルの一部である。ただし、エタノール含有量が 0.5%以上のアルコール飲料に関して栄養ラベル表示は免除されている。

<包装済食品栄養ラベル通則6.栄養成分の表示方法>

第4 食品衛生に関する規制

1 汚染物質(農薬、その他の毒性物質、重金属等)

国家食品安全基準―食品中汚染物限量のアルコール飲料の要件に準拠する。

農薬、その他の汚染物質(食品の生産流通過程で発生・混入した化学的有害物質)についてそれぞれ制限ルールが定められている。これらの検査は、食品安全に係る輸入検査の一環として検査検疫機関が行う。

中国に酒類を輸出する際には、通関時に可塑剤のフタル酸エステル類の検査証明書が必要である。これは、中国において白酒から基準を超えるフタル酸ジブチルが検出されるなどしたため蒸留酒のフタル酸エステル類の基準を以下のように定めたことによるもの。

フタル酸ジ-2-エチルヘキシル (DEHP) 1.5 mg/kg 以下

フタル酸ジブチル(DBP)

0.3 mg/kg 以下

フタル酸ジイソノニル (DINP)

9 mg/kg以下

「蒸留酒及びその配合酒衛生標準の分析方法」では二酸化炭素、鉛、ゲンチジン酸、ホルムアルデヒドについての分析方法が記載されている。

鉛に関しては下記の限定数量が示されている。

| 食品の種類 (名称) | 限定数量(Pbで計算) |
|---------------|-------------|
| | mg/kg |
| 酒類(蒸留酒・黄酒を除く) | 0. 2 |
| 蒸留酒・黄酒 | 0. 5 |

<食品中汚染物限量>

2 微生物及び添加物

発酵酒及びその配合酒における微生物の数量限定は下記のとおり。

| 項目 | 標本抽出方法と限定数量 | | 検査方法 | | |
|-----------------------------|-------------|---|---------|-------------|--|
| | n | С | m | | |
| サルモネラ菌 | 5 | 0 | 0/25m 1 | GB/T4789.25 | |
| 黄色ブドウ球菌 | 5 | 0 | 0/25m 1 | | |
| 標本の分析及び処理はGB4789.1の規定によって行う | | | | | |

<発酵酒及びその配合酒>

- ・ 添加物を使用した場合は、化学名の記載が必要。
- ・ 輸入食品に含まれる食品添加物の残留量は「食品添加物使用基準」等を満たす必要がある。
- ・ 食品の添加物の使用はGB2760の規定に合うことが必要。<蒸留酒及びその配合酒>

3 製造業登録又は製造施設の認証制度

情報なし。

4 賞味期限

ぶどう酒とアルコール度数が10%以上の発酵酒及び調合酒の賞味期限は免除されている。

5 食品衛生関係表示

遺伝子組み換え食品については、輸入時に承認を受けなければならない(「農業遺伝子組み換え生物安全管理条例」等)。

遺伝子組替え食品・原料を使用する食品は、その旨をラベルに表示しなければならない。 (参考)

- ・ 「食品添加物使用基準(基本ルール)」(国家衛生・計画生育委員会)(中国語)
 http://www.nhfpc.gov.cn/zwgkzt/psp/201106/51947.shtml
- · 「食品中農薬最大残留限度量」(中央人民政府)(中国語) http://www.gov.cn/fwxx/jk/2012-12/13/content_2289513.htm
- · 「食品中汚染物質限度量(GB2763-2014)」(国家衛生·計画生育委員会)(中国語) http://www.nhfpc.gov.cn/sps/s7891/201404/0a7853a8d91c49e7ae4451657e7d7fb5.sh tml

第5 酒類に課せられる税

中国で酒類を輸入・販売する際に課税される税は、関税、消費税、増値税の3種類である。

1 輸入関税

(1) 清酒: HS2206. 0090 40%

(2) 焼酎 (蒸留酒): HS2208.9090 10%

(参照)

中国税関ネット(中国語)(食品名又はHSコードから、関税率(MFN税率)、監督管理条件等が検索できる)

http://www.customs.gov.cn/Tabid/67737/Default.aspx

世界各国の関税率 JETRO: 各国の関税を英文で検索可能 (要ユーザー登録)

https://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff/

2 消費税

酒、たばこなど特定の物品の生産、委託加工、輸入等の業務を行う場合に課税される。奢侈性の高い物品や環境に影響を及ぼす懸念のある製品を対象にしている。(根拠法「消費税暫定条例」) 酒類に対する消費税額は、種類によって重量当たりの固定額もしくは課税価格に対する税率 (及びその組み合わせ)となっている。清酒は「その他の酒類」に分類される。

酒類の消費税率

| 税目 | 税率 |
|-------------|-------------------------|
| 白酒 (蒸留酒) | 20%+0.5元/500g (又は500ml) |
| 黄酒 | トンあたり 240 元 |
| ビール ①甲類ビール | ① トンあたり 250 元 |
| ②乙類ビール | ② トンあたり 220 元 |
| その他酒類(含む清酒) | 10% |
| 酒精(アルコール) | 5% |

(出典:消費税暫定条例)

(参考)

「消費税暫行条例」(中央人民政府)(2009年1月1日施行)(中国語)

http://www.gov.cn/zwgk/2008-11/14/content_1149528.htm

3 増値税

中国国内で物品の販売及び加工、修理修繕等の薬務提供、物品の輸入を行う場合には増値税が 課税される。(根拠法:「増値税暫定条例」)

増値税の税率は一部を除き一律 17%。商品を輸入した場合は、輸入した商品代金(CIF ベース) +関税+消費税の合計額の 17%。

(参考)

「増値税暫定条例」(2009年1月1日施行)(中国語)

http://www.gov.cn/zwgk/2008-11/14/content_1149516.htm

第6 小口輸送に関する規制

下記の収集情報から判断すると、個人が日本で購入した酒類を中国に送付することは可能の模様。ただし、1回あたりの限度額(1000元)があり、関税の支払いが必要。

(参考情報)

物品の輸入には、個人持込・郵送及び貨物輸入の3つの形態があり、少量の貨物には、通常、個人持込又は郵送の方法を取る。

小口貨物の関税免除対象外に、酒類を含む食品が含まれている。

インターネット販売を行う日本の通販事業者から、中国の消費者に向け個人輸入の商品を配送するサービスの取扱い可能品の中に「酒」が掲載されている。

第7 インターネット販売

下記の収集情報から、中国に住む個人が酒類を海外からインターネットで購入することは可能とみられる。

(参考情報)

中国での電子商取引の形態は、①中国でのインターネット販売会社設立、②国外からの中国向 け通販、③中国の仮想商店街への出店の3つのケースがある。

②国外からの中国向け通販:中国国外の企業が中国国外にサーバーと商品の発送拠点を設置し、 中国向けに中国語で通販サイトを運営する場合、中国の法律に基づく手続きは必要ない。

③中国の仮想商店街への出店:中国最大規模のタオバオ(淘宝)(C2C サイト)へは、中国人の連帯保証人がいれば外国企業も出店できる。

商品を海外から個人が直接購買・輸入することができるショッピングサイトでの課税対象に酒類が含まれている。

● 出典:中国のネット通販事情と個人輸入について(横浜市中国代表) 2016.6 http://www.city.yokohama.lg.jp/kowan/guide/pdf/chinajune.pdf

(参考)

インターネット商品取引及び関連サービス行為管理暫定弁法(国家工商行政管理総局令第 49 号、2010 年 7 月 1 日施行)(中国語)

http://www.saic.gov.cn/zwgk/zyfb/zjl/fgs/201006/t20100601_88889.html

第8 規制等による実務的な課題

中国現地(北京)での実務的な課題を収集し、それらの情報から、日本産酒類の輸入、販売、 販路拡大等における観点から情報を整理した。

| 項目 | 今後輸出を実施する事業者の課題 | 既に輸出事業を行っている事業者の課題 |
|----------|-----------------------------------|---------------------|
| | ・ 蔵元→日本の商社→中国の相手 | ・ 福島原発事故の影響で食品の輸入が |
| | →(卸→)小売の流れ。輸出の際に日 | 難しい。原産地証明書を求めている。 |
| | 本の蔵元が海外ルートを知らない | ・ 食品安全法自体は大枠を規定してい |
| | と困ることになる。 | るものであるが、2017年2月現在、細 |
| | ・ 日本からの酒類輸入に関して、制 | 則についてパブコメを募っている段階 |
| | 度面でのハードルは高くない(10 | で、近々細則も改正される見込み。不 |
| 日本産酒類の輸入 | 都県に対する規制以外)。 | 安は、蔵元が原材料までをトレースす |
| における実務的な | ・ 税関での現場の担当者の対応が港 | る必要が出てくる点である。 |
| 課題 | や担当者によって大きく異なって | |
| | いるために通関に手間がかかるこ | |
| | とが指摘されている。また、フタル | |
| | 酸がないことの証明が必要だが、そ | |
| | の証明書のフォーマットが決まっ | |
| | ていない、グレーゾーンとなってい | |
| | ప . | |
| | 中国人には、はっきりとした味、 | ・ 現在、日本食レストラン等に置いて |
| | フルーティ、濃い味が好まれる。辛 | ある物(商品)はどこも同じ。如何に |
| | 口、淡麗は好まれない。 | して地方の地酒を置いていくか。 |
| 販売における実務 | ・ 「純米大吟醸」など貴重さが伝わ | |
| 的な課題 | る呼び名であることが成功要因の | |
| | ー つ。 | |
| | ・ 焼酎は、白酒との競争。現地人は | |
| | 美味しくないと感じる。 | |
| | ・ 展示会用などに 50~100 本くらい | ・ 中国の人が、清酒を販売店で手に取 |
| | の場合でも、正式輸入する場合と同 | って買うかについては、まだまだの状 |
| 販路拡大における | じ手続きが必要。1 商品毎(同じブ | 況。輸出(販売)促進のためには。知 |
| 実務的な課題 | ランドでも容器の大きさが違う場 | 名度を上げること。 |
| | 合)原産地証明が必要。 | |

第9 その他

1 輸入食品に関する規制

(1) 関係部局

国家家品質監督検査検疫総局(中国語)1

(2) 根拠法等

「食品安全法」2015年に改正。2015年10月1日施行

「食品安全法実施条例(第 15 条~第 19 条)」(中央人民政府) (2009 年 7 月 20 日施行)² 「輸出入食品安全管理弁法」(第 8、12、18 条)(国家品質監督検査検疫総局)(中国語)³

(3) その他参考情報

食品安全国家基準「蒸留酒及びその配合酒 (GB2757 - 2012)」及び「発酵酒及びその配合酒 (GB2758 - 2012)」(国家衛生・計画生育委員会)(中国語)⁴

「食品安全国家基準管理弁法」(中央人民政府)(中国語)5

「食品安全地方基準管理弁法」(中央人民政府)(中国語)6

2 輸出入企業の届出

根拠法等

- · 「輸出入食品安全管理弁法」(国家品質監督検査検疫総局)(2012 年 3 月 1 日施行)(中国語)⁷
- · 「輸入食品国外生産企業登録管理規定」(第7、第10条)(北京出入境検査検疫局)(2012年5月1日施行)
- ・ 进口食品进出口商备案管理系统(輸出入貿易会社の届出ウェブサイト)(中国語)⁸
 (「『輸入食品輸出入業者届出管理規定』及び『食品輸入記録及び販売記録管理規定』の公布に関する公告」(2012 年第55号公告)(国家品質監督検査検疫総局)(2012年10月1日施行)参照)
- ・ 「輸入食品海外生産企業登録実施目録の公布に関する公告」(国家品質監督検査検疫総局) (2013 年 4 月 28 日公布)(中国語)⁹

3 食品リコールに関する規制

根拠法等

1 http://www.aqsiq.gov.cn/

² http://www.gov.cn/zwgk/2009-07/24/content_1373609.htm

³ http://www.aqsiq.gov.cn/xxgk 13386/jgfl/jckspaqj/zcfg/201210/t20121016 251174.htm

⁴ http://www.moh.gov.cn/sps/s7891/201209/4090a1d1c0d64671bc2fa7811808a3ee.shtml

⁵ http://www.gov.cn/flfg/2010-11/10/content 1742131.htm

⁶ http://www.gov.cn/gzdt/2011-03/21/content_1828327.htm

⁷ http://www.aqsiq.gov.cn/xxgk_13386/jgfl/jckspaqj/zcfg/201210/t20121016_251174.htm

⁸ http://ire.eciq.cn/

⁹ http://www.aqsiq.gov.cn/xxgk 13386/jlgg 12538/zjgg/2013/201305/t20130503 355293.htm

- · 「輸出入食品安全管理弁法(第48条)」(国家品質監督検査検疫総局)(中国語)¹⁰
- ・ 「食品リコール管理規定」(中央人民政府)(中国語)11

4 輸入記録及び販売記録

根拠法等

- · 「輸出入食品安全管理弁法(第20、54条)」(国家品質監督検査検疫総局)(中国語)¹²
- ・ 进口食品进出口商备案管理系统(輸出入貿易会社の届出ウェブサイト)(中国語)¹³ (『輸入食品輸出入業者届出管理規定』及び『食品輸入記録及び販売記録管理規定』の公 布に関する公告」(2012 年第 55 号公告)(国家品質監督検査検疫総局)参照)

5 食品の広告に関する規制

(1) 根拠法等

- 「広告法(第19、41条)」(国家工商行政管理総局)(中国語)14
- 「食品広告発布暫行規定」(国家工商行政管理総局)(中国語) 15
- · 「保健食品広告審査暫行規定」(国家食品薬品監督管理総局)(中国語)¹⁶

(2) 関係機関

- · 中国国家品質監督検査検疫総局17
- · 中国国家食品薬品監督管理局18

(3) 関係法令

- 中国製品品質法(中国主席令第33号、2000年9月1日改正施行)¹⁹
- 中国食品安全法(中国主席令第21号、2015年10月1日施行)²⁰

6 輸入食品の表示ラベルの検査

根拠法等

「輸出入食品安全管理弁法(第16条)」(国家品質監督検査検疫総局)(中国語)21

7 食品の表示ラベルの一般的な記載方法

18 http://www.sda.gov.cn/WS01/CL0001/

¹⁰ http://www.aqsiq.gov.cn/xxgk 13386/jgfl/jckspaqj/zcfg/201210/t20121016 251174.htm

¹¹ http://www.gov.cn/ziliao/flfg/2007-09/03/content_735240.htm

¹² http://www.aqsiq.gov.cn/xxgk_13386/jgfl/jckspaqj/zcfg/201210/t20121016_251174.htm

¹³ http://ire.eciq.cn/

¹⁴ http://www.saic.gov.cn/zcfg/fl/199410/t19941027_45767.html

¹⁵ http://www.saic.gov.cn/fldyfbzdjz/zcfg/200705/t20070523 58377.html

¹⁶ http://www.sda.gov.cn/WS01/CL0055/10389.html

¹⁷ http://www.aqsiq.gov.cn/

¹⁹ http://www.gov.cn/gongbao/content/2000/content_60325.htm

 $^{^{20}\} http://www.gov.cn/xinwen/2015-04/25/content_2852919.htm$

²¹ http://www.aqsiq.gov.cn/xxgk 13386/jgfl/jckspaqj/zcfg/201210/t20121016 251174.htm

根拠法等

- ・ 「食品ラベル管理規定(第18条)」(国家品質監督検査検疫総局)(中国語)22
- 「包装済食品ラベル通則(GB7718-2011)」(国家衛生・計画生育委員会)(中国語)²³
- 「包装済食品栄養ラベル通則(GB28050-2011)(第4、7条)」(国家衛生・計画生育委員会)
 (中国語)²⁴

8 飲用酒のラベルについて

根拠法等

- ・ 包装済飲用酒のラベル通則 (GB10344-2005) (第5.1条ほか)」(中国語) 25
- 食品安全国家基準「蒸留酒及びその配合酒(GB2757 2012)」及び「発酵酒及びその配合酒(GB2758 2012)」(国家衛生・計画生育委員会)(中国語)²⁶

9 農薬・抗生物質・添加物

(1) 根拠法等(食品添加物)

「食品添加物使用基準(基本ルール)」(国家衛生・計画生育委員会)(中国語)27

- (2) 根拠法等(農薬・動物用医薬品及び汚染物質)
 - 「食品中農薬最大残留限度量」(中央人民政府)(中国語)28
 - ・ 「動物用医薬品管理条例(食品への残留について第42条)」(中央人民政府)(中国語)²⁹
 - ・ 「食品中汚染物質限度量(GB2763-2014)」(国家衛生・計画生育委員会)(中国語)³⁰

10 食品の輸入時の税制

根拠法等

- · 「税関法(第5章)」(税関総署)(2000年7月8日修正)(中国語)³¹
- ・ 「『中華人民共和国文物保護法』等 12 部の法律の改正に関する全国人民代表常務委員会の 決定」(全国人民代表大会)(2013年6月29日一部改正)(中国語)³²
- ・ 「『海洋環境保護法』等7部の法律の改正に関する全国人民代表大会常務委員会の決定」(全国人民代表大会)(2013年12月28日一部改正)(中国語)³³

²² http://www.aqsiq.gov.cn/xxgk 13386/jlgg 12538/zjgg/2009/200911/t20091112 238391.htm

²³ http://www.moh.gov.cn/zwgkzt/psp/201106/51950.shtml

²⁴ http://www.moh.gov.cn/zwgkzt/cybz/201306/b78833fceab04bf8a79676940ef8e408.shtml

²⁵ http://www.aqsiq.gov.cn/xxgk_13386/ywxx/spjhzp/200703/t20070313_28557.htm

 $^{^{26}\} http://www.moh.gov.cn/sps/s7891/201209/4090a1d1c0d64671bc2fa7811808a3ee.shtml$

²⁷ http://www.nhfpc.gov.cn/zwgkzt/psp/201106/51947.shtml

²⁸ http://www.gov.cn/fwxx/jk/2012-12/13/content 2289513.htm

²⁹ http://www.gov.cn/zwgk/2005-06/20/content 7808.htm

³⁰ http://www.nhfpc.gov.cn/sps/s7891/201404/0a7853a8d91c49e7ae4451657e7d7fb5.shtml

³¹ http://www.customs.gov.cn/tabid/65549/InfoID/3420/frtid/399/Default.aspx

³² http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2013-06/30/content_1799601.htm

³³ http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2013-12/30/content 1821988.htm

- · 「輸出入関税条例」(中央人民政府)(2004年1月1日施行)(中国語)³⁴
- · 「税関輸出入貨物徴税管理規則(第17、21、29、35条等)」(税関総署)(中国語)³⁵
- 「一部の規章の改正に関する税関総署の決定」(税関総署)(2014年3月13日一部改正)(中 国語)³⁶
- · 「増殖税暫定条例(第 15、19、20、22、24 条)」(中央人民政府)(2009 年 1 月 1 日施行) (中国語)³⁷
- 「消費税暫行条例(4、9、12、13、15条及び別表)」(中央人民政府)(2009年1月1日施行)(中国語)³⁸
- 「消費税暫行条例実施細則(8~11条及び13条)」(中央人民政府)(2009年1月1日施行)
 (中国語)³⁹

11 食品販売時の税制

根拠法等

「増値税暫定条例(第4、5、8、20、22条)」(2009年1月1日施行)(中国語)40

12 インターネット取引

関係法令

- 中国国家工商行政管理総局
 インターネット商品取引及び関連サービス行為管理暫定弁法(国家工商行政管理総局令第49号、2010年7月1日施行)(中国語)⁴¹
- 中国商務部

外商投資インターネット、自動販売機方式の販売プロジェクトの審査許可・管理の関係する問題に関する通知(商資字〔2010〕272号、2010年8月19日公布)(中国語)⁴²

³⁴ http://www.gov.cn/zwgk/2005-05/23/content_180.htm

³⁵ http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab399/info4487.htm

³⁶ http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab49564/info701048.htm

³⁷ http://www.gov.cn/zwgk/2008-11/14/content 1149516.htm

³⁸ http://www.gov.cn/zwgk/2008-11/14/content 1149528.htm

³⁹ http://www.gov.cn/flfg/2008-12/18/content_1181731.htm

⁴⁰ http://www.gov.cn/zwgk/2008-11/14/content_1149516.htm

⁴¹ http://www.saic.gov.cn/zwgk/zyfb/zjl/fgs/201006/t20100601_88889.html

⁴² http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/f/201008/20100807103355.html